

姿勢教育指導者資格認定規程細則

(目的)

第1条 この細則は、姿勢教育指導者資格認定規程第4条第2項に規定する受講料等について必要な事項を定める。

(指導者維持会費等)

第2条 協会の受講料等は、別表に定めるとおりとする。

(規程の準用)

第3条 この細則に定めない事項については、協会の諸規程を準用する。

(改廃)

第4条 この細則の改廃は、協会の理事会の承認を得て会長が行う。

附 則

1 この規程は、令和元年7月1日から施行する。

別 表

講座・資格の種別	受講料（審査料、登録料、年会費を含む。）			
		審査料	登録料	年会費
姿勢教育アドバイザー	¥68,000	¥10,000	¥10,000	¥5,000
姿勢教育指導士	¥324,000	¥30,000	¥25,000	¥15,000
上級姿勢教育指導士	¥50,000	¥10,000	¥15,000	なし

※全て税込金額とする。